

札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領 新旧対照表		
改定前	改定後	備考
<p>札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この要領は、札幌市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定及び通知の対象工事)</p> <p>第2条 評定の対象とする工事は、札幌市工事施行規程（以下「施行規程」という。）第2条に定める工事とする。</p> <p>2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、設計金額が500万円を超える工事とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年8月1日から施行する。</p>	<p>札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この要領は、札幌市工事施行規程（以下「施行規程」という。）に定める工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定及び通知の対象工事)</p> <p>第2条 設計金額が500万円を超える工事とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年8月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>記載変更</p> <p>追記</p>